横浜市こども青少年局放課後児童育成課長

## 放課後キッズクラブの利用自粛に伴う利用料の返還について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

学校の一斉臨時休業期間中や緊急事態発令期間中については、感染症対策や利用の自粛 等に、ご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止のため、本市から、4月8日~6月14日の間については、キッズクラブを利用せずに、家庭で過ごすことが可能な場合においては、利用を控えるようお願いしました。

本市からのお知らせによって、4月8日~6月14日の間、キッズクラブの利用を控えていただいた方の利用料については、次のとおり、日割りの利用料を返還いたします。

## (1) 利用料返還の対象期間

令和2年4月8日から6月14日(日・祝日は除く)

(2)返還額の計算方法

200 円\*×利用しなかった日数二返還額

※保護者負担減免額相当補助の対象となる利用者は、100円です。

(3) 利用料の返還方法

対象となる保護者の皆様に利用料を返還するための費用を、本市からキッズクラブの 運営法人に補助金としてお支払いします。キッズクラブの運営法人から、対象期間中に クラブの利用を控えた際の利用料の返還を受けてください。

利用料返還に関する手続きの詳細については、キッズクラブから改めてお知らせをい たします。

## (4) 留意事項

- ア 普段利用していない曜日(例:土曜日など)でも、利用を控えた理由は問わず、実際に利用しなかった日数分は、利用料を返還します。
- 1 4月1日から7日までは、利用料返還の対象とはなりません。
- り 5月の利用日が全くなかった場合は、利用料全額(5,000円)が返還されます。

利用料の返還手続きに関するお問い合わせについては、直接利用するキッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課 TEL 671-4068